

○戸田市附属機関等の会議公開に関する指針を定めることについて

1. 趣旨

市民による附属機関等の会議の傍聴を認める。

2. 施行日

平成 21 年 4 月に施行し、平成 21 年 6 月 1 日以後に開催する附属機関等の会議から適用する。

3. 対象となる附属機関等

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに準ずる委員会等で市民、学識経験者等一般職の職員以外の委員が含まれるもの。

教育委員会

選挙管理委員会

公平委員会

固定資産評価審査委員会

自体はこの指針の対象ではないが、この指針に準じた規則等（又は公開しないこと）を自ら定めることが望ましい。

4. 公開しない場合

(1) 特定の会議を公開しない場合

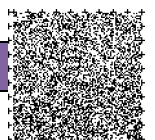
「いつもは公開できるが、今回は非公開としたい」という場合は、各附属機関で決定し、公開できない理由を必ず明らかにする。

次に掲げる例のように、具体的に、公開しなくともよい情報※のうち、どれに該当するのかあらかじめはっきりさせておく。

例：個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が議題に含まれるため公開しない。

(2) その附属機関等の会議をすべて公開しない場合

附属機関等の会議をすべて公開しないときは、あらかじめ条例等で公開しないことを規定するものとする。



5 市民への周知

市政情報室に各附属機関ごとに会議の予定を掲示する。

その他、各課のホームページに開催のお知らせを掲載するなど周知に努める。

(公開しない場合は、これら周知の必要はない。)

6 傍聴定員

定員は、あらかじめ定めておき、開催のお知らせに含めて周知することとする。傍聴希望者が定員を上回った場合は、原則として当日抽選することとする。

なお、途中退出者の再入場は、原則として認めない。

7 2階ロビーホワイトボードへの記入

市役所及び文化会館で開かれる会議は、当日、市役所2階ロビーのホワイトボードに会議名、時間及び場所を記入する。出先機関で開催される場合は、各機関の実情により同様の措置をする。

(公開しない場合は、記入する・しないは各附属機関等で判断する。)

8 会議次第、会議資料等の提示

傍聴者が会議の進行が分かるよう、会議次第等をできる限り傍聴者が見ることができるよう配慮することとする。

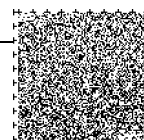
可能であれば、会議資料を傍聴人に配布する。その際、政策上重要な内容であることを踏まえ、管理はきちんと行う。

例：会議開会時に傍聴人に手渡し、会議終了時に回収する。

また、会議資料に個人情報が含まれているときは、傍聴人に見せるかどうかよく検討する。

9 議長の許可

議長は、会議開会前に傍聴者に対し口頭で傍聴を許可し、傍聴者の遵守事項を伝える。



1.0 傍聴者の遵守事項

傍聴者の遵守事項については「傍聴者のみなさまへ」(別紙)等を事前に定め、掲示するか、又は書面で手渡すこととする。

1.1 遵守事項を守らなかった場合

傍聴者が遵守事項に違反したときは、議長は口頭で注意し、それでも従わないときは、退室を命ずることができることとする。

1.2 その他

附属機関等が条例で設置されていて、その会議を常に非公開にするときは、平成 21 年 12 月議会までに各担当課で条例改正することとする。

※公開しないことができる情報（戸田市情報公開条例第 8 条の規定による）

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報。ただし、次に掲げる情報又は行政文書を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人も閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した行政文書

ウ 人の生命、身体、健康、財産等を保護するために、公開することが必要と認められる情報

エ 公務員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員及び国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員をいう。

公務員であった者を含む。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職名及び氏名

オ 法令等の規定に基づき、許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した行政文書であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの



(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に著しい不利益を与え、又は社会的信用が損なわれると明らかに認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、財産及び自然環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動から市民の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(3) 公開することにより、犯罪の予防及び捜査、警備その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずると明らかに認められる情報

(4) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、協議、調査、研究又は検討に関する情報であつて、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

(5) 実施機関が行う監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、人事その他の事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はその公正若しくは適正な執行に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの

